

X - 1 - 1 - 1 - 02

5 年 保 存

秋 本 生 環 第 5 1 4 号

平 成 2 4 年 6 月 2 8 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

秋田県警察大学生サイバーボランティア運用要綱の制定について（例規）

近年、インターネットやその他の高度情報通信ネットワークについては、国民生活の利便性を向上させ、社会・経済活動の根幹を支えるインフラとして機能している一方で、サイバー空間では違法・有害情報が氾濫している状況にある。

こうした情勢を踏まえ、サイバー空間の違法・有害情報の排除総合対策を推進するため、別添「秋田県警察大学生サイバーボランティア運用要綱」を制定し、大学生によるセキュリティカレッジの支援やサイバーパトロール等のボランティア活動を実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

別添

秋田県警察大学生サイバーボランティア運用要綱

1 趣旨

この要綱は、秋田県警察大学生サイバーボランティア（以下「大学生ボランティア」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 運用の目的

サイバー空間の健全化を図るボランティア活動を希望する大学生を大学生ボランティアとして登録し、大学生ボランティアによるサイバーボランティア、セキュリティカレッジの運営支援等の社会参加活動を通じて、県民のサイバー空間の健全化に対する理解を深め、規範意識の向上によるサイバー犯罪の抑止を図ることを目的とする。

3 活動内容

大学生ボランティアは、生活安全部生活環境課サイバー犯罪対策室（以下「サイバー犯罪対策室」という。）及び各警察署員とともに、次の活動を行うものとする。

(1) 広報啓発活動

街頭における広報用のチラシの配布等

(2) セキュリティカレッジの支援等

小、中、高校等におけるセキュリティカレッジの運営支援等

(3) 違法・有害情報の通報等

違法・有害情報を発見した場合のサイバー犯罪対策室、インターネット・ホットラインセンターへの通報等

4 登録等

(1) 登録

警察本部長は、サイバーボランティア活動を希望する大学生から秋田県警察大学生サイバーボランティア申込書（様式第1号）の提出を受け、次の要件に該当する者を選考し、大学生ボランティアとして登録するものとする。

ア 秋田県内の大学に在籍していること。

イ 人格及び行動が模範的であること。

ウ サイバー空間の防犯活動等に関心を持ち、熱意を有すること。

エ 心身ともに健康であること。

(2) 登録書

警察本部長は、大学生ボランティアとして登録した場合は、大学生ボランティアに対し、登録書（様式第2号）を交付するものとする。

(3) 人員

大学生ボランティアの人員は、20人以内とする。

(4) 任期

大学生ボランティアの任期は、登録時から翌年3月31日までとする。

(5) 登録解除

警察本部長は、大学生ボランティアとしてふさわしくない非行があった場合、休学・退学その他ボランティア活動に適さない事由があると認められる場合又は大学生ボランティア本人から登録解除の申出があった場合には、これを解除することができる

ものとする。

5 活動の記録等

生活安全部生活環境課サイバー犯罪対策室長（以下「サイバー犯罪対策室長」という。）は、大学生ボランティアが行った活動内容を秋田県警察大学生サイバーボランティア活動記録簿（様式第3号）に記録し、警察本部長に報告するものとする。

6 運用上の留意点

- (1) 大学生ボランティアによる活動は、サイバー犯罪対策室員、各警察署員等とともに行うものとし、大学生ボランティアとの連絡等はサイバー犯罪対策室員が行うものとする。
- (2) 大学生ボランティアが活動を行う場合は、秋田県警察大学生サイバーボランティア登録証（様式第4号）を着用するものとする。ただし、サイバー犯罪対策室長が活動に支障が生ずると認める場合は、この限りでない。
- (3) 大学生ボランティアが活動上知り得た秘密は、これを厳守するものとし、登録解除後も同様とする。

7 災害時の補償

大学生ボランティアの活動における災害等に関する補償は、ボランティア保険により取り扱うものとする。

8 事務処理

大学生ボランティアの運用に関する事務処理は、サイバー犯罪対策室においてこれを行うものとする。